

Title	京都大学大学文書館だより 第18号
Author(s)	
Citation	京都大学大学文書館だより = Kyoto University Archives Newsletter (2010), 18: 1-10
Issue Date	2010-04-30
URL	http://hdl.handle.net/2433/111028
Right	
Type	Article
Textversion	publisher

京都大学 大学文書館だより

Kyoto University Archives Newsletter

第18号

目次

『公文書管理法』と国立大学法人 藤井 譲治 …………… 2	日誌 …………… 8
「京都大学らしさ」の表象をめぐって 鈴木 晶子 …………… 4	大学文書館の動き： 「大学アーカイブズに関する研究会」 を開催しました …………… 9
第2回「大学アーカイブズに関する日 英セミナー」の開催 清水 善仁 …………… 6	式場が満杯だ！ 西山 伸 …………… 10
『大学紛争関係資料』Ⅰ～Ⅴの公開を開始します 西山 伸 …………… 7	



大学文書館所蔵「大学紛争関係資料」Ⅱ（一部）

1960年代後半から全国で吹き荒れた大学紛争で、学生たちの意見表明の手段の一つにビラがあった。ここに掲載したビラは、京大で最も紛争が激しかった1969（昭和44）年に作成・配布されたものである。これらのビラからは、わずか10秒で終わった1969年入学式が学生たちのどのような意識の下に行なわれたのか、「大学の自治破壊」への危機感、団体間の考え方の違いなど、当時の活動の諸相や思想的背景を垣間見ることができ、興味深い（関連記事7頁）。

「公文書管理法」と国立大学法人

京都大学大学文書館長 藤井 譲治

国だけでなく国立大学法人をもその対象とする「公文書管理法」が、2009年6月24日、第171回国会において可決され、7月1日、法律第66号として公布された。「公文書管理法」と呼ばれるこの法律の正式名称は、「公文書等の管理に関する法律」である。そして、その施行は、公布の日より2年以内、政令で定める日とされているが、2011年4月からの施行が予定されている。

最初に、この法律が成立するまでの事情に触れておこう。政府は、2003年4月、内閣府に「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」を設置し、同年12月、内閣官房長官のもとに「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」を設け、公文書等の適切な管理・保存・利用の方策の検討を始めた。

そうしたなか、2007年11月、公文書館推進議員懇談会が福田康夫首相に公文書管理に関する「緊急提言」を提出した。それを受けて福田首相は、2008年1月の第169回通常国会における施政方針演説で「年金記録などずさんな文書管理は言語道断です。行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します」と、公文書管理・保存の体制を作り上げることを表明した。

そして同年2月、公文書管理担当相が任命されるとともに、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が「国の機関における文書の作成から国立公文書館への移管、廃棄までを視野に入れた文書管理の今後の在り方及び国立公文書館制度の拡充等について必要な検討を行うため」に設置され、「公文書管理法」の制定に向け、精力的な活動が進められ、7

月にはその中間報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方～今、国家事業として取り組む～」が公にされて、各方面へパブリックコメントが求められた。これに対し、多くの学協会から、法律が実あるものとなるよう意見が出された。

この直後、福田内閣の総辞職によって「公文書管理法」制定が頓挫するかにみえたが、2008年11月に有識者会議の最終報告が提出され、これを受けて内閣府では「公文書管理法」の法文作成が進められた。2009年3月3日に法案の閣議決定がなされ、第171回国会に提出、6月11日衆議院で修正のうえ可決、同月24日参議院でも可決、成立したのである。

こうした経過で成立した本法律は、第一章総則、第二章行政文書の管理、第三章法人文書の管理、第四章歴史公文書等の保存、利用等、第五章公文書管理委員会、第六章雑則、の六章三四か条からなっている。その第一条で、

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。と、この法律の目的を定めている。行政文書

等の適正な管理、歴史的公文書等の適切な保存・利用と国民への説明責任が、はじめて法律で定められたこと、また、「公文書等」を「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録」としたうえで、それを「民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「国民が主体的に利用し得るもの」としている点は、高く評価できる。

以下、こうした高邁な目的を掲げた本法律が、国立大学法人に具体的に何を求めているのか、なかでも法人文書作成、保管、公開に関する事項を中心に、その内容を紹介することにする。

まず第1、文書の作成について、国立大学法人は、本法律の目的の達成に資するために、当該法人における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該法人の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように、文書を作成すること。

第2、当該法人が作成あるいは取得した法人文書を分類し、それに名称を付すとともに、保存期間及び保存期間の終了する日を設定すること。保存にあたっては適宜文書ファイルに纏めること。

第3、法人の長は、法人文書ファイルの適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存すること。

第4、法人の長は、法人文書ファイル管理簿を作成し、それを公開すること。

第5、法人の長は、保存期間が満了した文書ファイルを国立公文書館等に移管あるいは廃棄すること。ここでの「国立公文書館等」の「等」には、恐らく大学文書館もその相当施設として認められると思われる。

第6、法人は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年、内閣総理大臣に報告すること。

第7、法人文書の管理が適正に行われるために「法人文書管理規則」を設け、それを公表すること。

第8、法人の長は、法人の職員に対し、法人文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うこと。

この外、保存対象となった文書の移管及び保存手続き、公開原則等が詳細に定められているが、国の公文書については、本法律で定められたところで問題点をなお残すも、ある程度具体像が示されているが、法人文書の扱いの詳細については、なお政令を待たねばならない。

「京都大学らしさ」の表象をめぐって

京都大学大学院教育学研究科教授 鈴木 晶子

実に、たくさんの京都大学が、あるものです。みな、それぞれに魅力ある場（トポス）をもつ群像です。

明治の建学以来、大正、昭和、平成と、旧制三高そして京都帝国大学から受け継がれた京都大学の表象は、卒業生や教職員をはじめ、ご近所のみなさまや京都の地の方々、さらにはメディアでの報道や小説、映画のなかで、様々な形で浮き彫りにされてきました。いかにも「京大らしい」というその表象は一体どのように形成されてきたものなのでしょう。この疑問を解きたいと、2008年度の総長裁量経費をいただいたことを契機に、「京都大学らしさの根源を探る研究」チームを立ち上げました。チームは10人程度の小規模編成で、教育哲学を専攻する私どもの講座の院生や学生、大学史や旧制高校の研究を専門とする学内外の研究者からなっています。

京都大学の特質については、既に大学史の領域で研究されてきた実績があります。しかし、大学の表象は、一朝一夕に出来上がるものではありません。京都大学をこれまで彩ってきた様々な出来事、世間の賞賛を浴びたこと、また事件や揉め事などの度に、それが人々を介して語られ、語り継がれ、熟成されて現代へと繋がってきたといえます。

まずは、京都大学らしさを強く印象づけるような歴史的な事件の経緯と、その事件を契機に語られた史資料を探ること、そして、京都大学らしさについて、聞き取り調査を実施することにしました。聞き取りの対象は、名誉教授をはじめ、現役の教職員、卒業生、それからご近所の人たち、－ 食堂、理髪店、下宿屋など昔から大学の近くにあって京大生を、また京大を見てきた人たちです。初年度はパイロット的な調査として、これまで、陸

上部OB、ラグビー部OB、名誉教授2名、現役の教員、卒業生、学部生にインタビューを行いました。調査の依頼をした際には、「京大らしさを語る」というこちらのリクエストにとまどいがちな方も多かったのですが、お話をうかがっていくうちに、大学時代の体験や思い出などを語るなかで、後から後から様々なエピソードが思い起こされ、予定の時間を大幅に超えての聞き取りになることもしばしばでした。

京都大学といえば、「自由の学風」と「自学自習」という現代ではキャッチフレーズともなった言葉がすぐに浮かびます。聞き取り調査では予想通り、この言葉を体現するようなエピソードがいくつも出てきました。東京大学に対抗して自学の特質を強調しようとするなかから生じた京大意識もあります。また、こんな感じで本当に大丈夫だったのかしらというほどの、いわゆる「放任主義」の教育の実態も浮かび上がってきました。いえ、学生に細かく何をしなさいと指示しないことで生まれる自主性を最大限に活かした教育をしていたのだ、つまり「しないことを通して最もすべきことをしていたのだ」といった、禅問答を連想させるような深い教育の知恵を語ってくださる方もいらっしゃいました。東大と対抗する文化を熟成するなかで、京大はそのアイデンティティを確立したのだという意見、あるいはまた、京大は、体制に対する対抗的な姿勢を「自由」という言葉を借りて自己主張しようとしてきたのだという意見など、京大というものを擬人化させ、生き生きと語りだすその語り口にもまた、調査者は「京大らしさ」を確認したりもしました。また、聞き取り調査を通して、調査者自身が漠然と抱いていた京大へのイメージを再確認すると

いう体験もしました。「らしさ」の調査に関わった京大の院生や学生もまた、自身の京大に対するイメージはもとより、京大に身を置くことで無意識のまま醸成されていく「自分らしさ」、「京大生らしさ」について色々と考えさせられたようです。

「らしさ」を研究することは、教育哲学の主題です。人は自分の個性をいかにして認知するのか、またその人らしさ、仕事のスタイルや流儀はどのように人から人へ、世代から世代へと伝承されていくのかは、実は教育という営みの根底を支えている知恵ともいえます。また、人々が語り継いでいくなかで脚色され編集を重ねていくなかで、漠然としてはいるけれど確たる何かを「らしさ」として人は捉えているのです。この知恵は、例えば名伯楽が駿馬を見極める知恵にも比するものだといえるでしょう。

2009年の10月から2010年の3月まで私はドイツ・ベルリン自由大学の客員教授としてドイツ人の学生相手に演習や論文指導にあたっていました。その合間をぬって、「大学らしさ」、「学者らしさ」についてドイツ人の学生や教授たちにも聞き取り調査をしてきました。ベルリン自由大学は戦後、連合国の統治下で、ナチス・ドイツ時代とは異なる新たな学風をもった大学として設置された大学です。戦前からの、例えばベルリン・フンボルト大学といかに異なる学風を築くかが課題でした。今では、研究大学としてドイツでも首位を争うほどに成長しています。その成長の影には、ベルリン自由大学の大学としての対外的な像をいかに大学の活動のなかへと具体化していくかという大変な努力がありました。D. レンツェン学長は、大学を牽引していくにあたり、大学自体が理解している「大学らしさ」を、対外的にアピールするための戦略へと転換するために、大学のアイデンティティの確立に力を入れたといえます。その業績を買われて、彼は2010年4月からはハンブルク大学の学長に転任することになりました。日本でも国立大学法人化に際しては、

個性溢れる大学像をめぐるどの大学も工夫を凝らす必要に迫られました。ドイツでも、「らしさ」は対外的なキャッチコピーとして役立て得る形へと読み替えられていきつつあります。けれども、「らしさ」は自分で理解し、それを自己アピールの道具として用いることができるほど簡便なものではないでしょう。そこが「らしさ」なるものの奥の深さといえそうです。

ただ、「らしさ」は大学らしさに留まりません。「研究者らしさ、学者らしさ、その人らしさ」と連動しているのです。その「らしさ」の積み重ねが、大学らしさに繋がっていくのではないのでしょうか。今回のドイツ滞在中、日本教育史とりわけ日本教育法制史を研究していた伯父の井上久雄の高弟にあたる方がベルリン滞在中に史料探査のためにドイツにおいでになりました。私にとっても師匠にあたるその先生とお会いしお話した際に、国立大学の副学長など要職をいくつも抱えてこられた先生が、72歳にして自分の「学者らしさ」を求めている学長職を辞してまで史料探査に来られたことをうかがい、そのことの重みを改めて感じました。大学についての「らしさ」の研究は、大学を構成している人間一人ひとりのそれぞれの責務に応じた「らしさ」を問う作業なのだと改めて痛感した次第です。

「らしさ」研は、細々とではあっても、今後も続けていこうと思っています。この調査に関心を持ち、聞き取り調査に応じてもいいかなとお思いになられた方がおられましたら、是非とも私どもにご連絡いただければ幸いです。その際には、次のメールアドレスまでご連絡ください。

wah34038@nifty.com

第2回 「大学アーカイヴズに関する日英セミナー」の開催

京都大学大学文書館助教 清水 善仁

京都大学大学文書館では、2010年2月16日、英国グラスゴー大学より同大学アーカイヴズディレクター兼アーキヴィストである Lesley Richmond 氏を迎え、第2回「大学アーカイヴズに関する日英セミナー」を開催した。Richmond 氏は来日に当たり、日本の大学アーカイヴズ関係者との交流を希望されており、それにお応えすべく今回のセミナーを企画した。当日は Richmond 氏によるご講演の他に、日本側から菅真城氏（大阪大学文書館設置準備室）、佐伯裕加恵氏（神戸女学院史料室）にそれぞれのアーカイヴズの活動をご紹介いただき、筆者より公文書管理法の制定について報告した。

Richmond 氏のご講演タイトルは“University Archives in the UK: Case Study - University of Glasgow”である。グラスゴー大学アーカイヴズの現状と諸活動について、多彩な写真やデータとともに紹介された。そのなかで筆者の印象に残ったのは、①アーカイヴズ活動における「機能」の重視と、②アーカイヴズと教育活動の関係性の二つである。

①は、アーカイヴズの評価選別と記述の場面で、大学が持つ「機能」をかなり意識しているということである。近年の世界のアーカイヴズを概観してみても、組織等の「機能」を資料整理の軸として位置づける傾向があるが、グラスゴー大学アーカイヴズでもこの視点に基づいた取り組みがなされており、その内容は大変参考となった。

②は、アーカイヴズの教育への関与の在り方が英国と日本で大きく異なるということである。日本の大学アーカイヴズの多くが自校史教育の担い手として存在する一方、英国で

は資料の探索や取扱方法の教育が専らであるという。日英の大学アーカイヴズ成立の背景は異なるから一様に比較することはできないが、筆者の見るところアーカイヴズが自校史教育をおこなう日本の形態は、かなり特殊な部類に入るのではあるまいか。そのことは決して否定的に捉える必要はなく、逆に日本の大学アーカイヴズの特徴といえるのかもしれない。

われわれは、以前にもグラスゴー大学より Michael Moss、James Currall 両氏をお迎えしてセミナーを開催したことがあり（本誌第13号参照）、今回と合わせグラスゴー大学や英国の大学アーカイヴズの状況について多くの知見を得ることができた。Richmond 氏のご講演のなかで指摘されていたように、日英の大学アーカイヴズが抱える課題には共通点も少なくない。したがって、世界的な情報交換や人的交流は、日本の大学アーカイヴズ界にとって有益なこととなろう。大学が国際化の波を避けられないように、大学アーカイヴズもまた世界の動向を注視しつつ、その取り組みを進めていかなければなるまい。

なお、今回のセミナーに関して企画段階からご尽力いただき、当日は通訳を務めていただいた、渋沢栄一記念財団実業史研究情報センターの小出いずみ氏、松崎裕子氏に、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。



Lesley Richmond 氏

小稿では、紙幅の都合から Richmond 氏のご講演内容を詳細までご紹介できませんでしたが、本年度発行の『京都大学大学文書館研究紀要』第9号に、ご講演の全文を掲載する予定です。あわせてご参照ください。

『大学紛争関係資料』 I～Vの公開を開始します

京都大学大学文書館准教授 西山 伸

大学文書館では、2009年度、『大学紛争関係資料』I～Vの整理作業を行ってきましたが、このほど終了し、5月26日より一般公開を開始することになりました。

『大学紛争関係資料』とは、1960年代後半から70年代前半にかけてのいわゆる大学紛争期における京大の学生運動および大学当局の様々な動向を記した資料です。これまで、卒業生や元教職員の方々から多数のご寄贈を受けてきましたが、そのうち寄贈者別に分類した5つの資料群につき、今回とりあえず整理を行いました。各資料の点数は以下のとおりです。

『大学紛争関係資料』 I	1420 点
『大学紛争関係資料』 II	2361 点
『大学紛争関係資料』 III	193 点
『大学紛争関係資料』 IV	299 点
『大学紛争関係資料』 V	342 点
合 計	4615 点

これらの資料の多くは、学生や職員の団体が当時配布したビラや定期的刊行物で、年代としては1969年のものが大部分ですが、1972、73年頃までのものも少なくありません。京大における大学紛争は、東大の安田講堂攻防戦と入れ替わるように1969年1月の学生部建物封鎖から本格化し、同年9月の時計台封鎖解除により鎮静化しましたが、その後も70年代後半まで学内では断続的に学生のストライキや、様々な衝突が繰り返されました。今回公開するビラや定期的刊行物からは、当時の学生や職員の考え、主張などが生々しく伝わってきます。

また、それ以外にも当時の学生部委員会のメモや総長・学生部長名の通知・掲示などからは、大学当局側の対応について見ることが

でき、一般紙の切り抜きからは紛争がいかに報道されていたか実感することができます。

大学紛争は、1960年代後半に日本の多くの大学を席捲した現象であったにもかかわらず、これまで本格的な研究の対象にはほとんどなっていませんでした。昨年あたりからようやくこの時期を扱った研究書がみられるようになり、大学文書館でも企画展「京大の1969年 -大学文書館所蔵資料から見る-」を開催しました。今後、大学紛争について研究を進めていくためには、資料の公開が不可欠です。今回の資料公開が、当時について振り返り、考えていく基礎の一つとなることを願っています。

大学文書館には、今回整理・公開できなかったこの時期の資料がまだ多数あります。また、当時の関係者の手許には、少なくない資料が残っているものと考えられます。大学文書館では、これからもこうした資料の整理・公開を続けていくことを考えています。

なお、今回公開する資料の目録は、大学文書館HPの「所蔵資料検索システム」(<http://kensaku.kual.archives.kyoto-u.ac.jp/bunshokan/index.html>) および、3月に刊行しました『『大学紛争関係資料』I～V解説・目録』で見ることができます。

[日誌] (2009年10月～2010年3月)

- 2009 / 10 / 2 西山准教授、新採用職員研修において京都大学の歴史について講義。
- 10 / 5 学外より、大学紛争関係資料寄贈。
- 10 / 9 西山、平成 21 年度近畿地区国立大学法人等会計事務研修において「国立大学の歴史 - 「新制大学」発足前後を中心に-」と題して講演。
- 10 / 9 西山、総合博物館第 5 回セミナーにおいて「大学におけるアーカイブズ - その意義と役割 -」と題して講演。
- 10 / 13 2008 年度保存期間満了の事務本部および各部署の法人文書搬入（～10月19日）。
- 10 / 15 西山、全国大学史資料協議会 2009 年度全国研究会において「大学史展示の現状と課題 - ひとつの試みとしての「全国大学史展」 -」と題して講演。
- 10 / 16 西山、学術交流協定にもとづき来学したタイ・カセサート大学学生に京都大学の歴史について講義。
- 10 / 16 野平匡邦氏より、野平椎霞関係資料他寄贈。
- 10 / 16 越後喜久子氏より、仁科海之介関係資料他寄贈。
- 10 / 17 西山、知となごみのまち新東山文化創生シンポジウム「大学と地域をつなぎ未来へ発信」において「戦争と平和のなかの若者たち」と題して講演。
- 10 / 21 事務補佐員白戸健一郎雇用。
- 10 / 21 事務補佐員松永智子雇用。
- 10 / 26 大学文書館教員会議。
- 10 / 28 学習院大学より、大学文書館の現状・設備について視察のため来館。
- 10 / 28 学外より、大正期の文学部在籍留学生に関する照会。
- 10 / 28 朝尾直弘氏より、文学部関係資料等他寄贈。
- 10 / 30 『京都大学大学文書館だより』第 17 号発行。
- 11 / 1 事務補佐員奥田夕子雇用。
- 11 / 1 事務補佐員弘津愛雇用。
- 11 / 3 大学文書館企画展「大学祭の百年 - 京大 11 月祭の源流をたどる -」開催（～12月27日。於・京都大学百周年時計台記念館歴史展示室）。
- 11 / 4 京都新聞社、企画展について取材。
- 11 / 5 釣正志氏より、学生運動関係資料寄贈。
- 11 / 5 京都大学理学部学生自治会より、理学部自治会関係資料寄贈。
- 11 / 9 学内より、『京都帝国大学一覽』に関する照会。
- 11 / 9 西山勝夫氏より、学生運動関係資料寄贈。
- 11 / 10 川島亘氏より、大学紛争関係資料寄贈。
- 11 / 12 鄭淇雄氏より、『今日の学生のために』寄贈。
- 11 / 12 加藤利三氏より、大学紛争関係資料寄贈。
- 11 / 18 二谷信太郎氏より、京都大学 11 月祭関係資料寄贈。
- 11 / 14 京都橘大学学生、大学文書館施設見学のため来館。
- 11 / 24 佐竹妙子氏より、佐竹昭広関係資料寄贈。
- 11 / 30 大学文書館教員会議。
- 12 / 1 宇多小路豊氏より第三高等学校関係資料寄贈。
- 12 / 18 神戸大学より、大学文書館の現状・設備について視察のため来館。
- 12 / 24 飛川順子氏より、島田虎次関係資料寄贈。
- 12 / 28 大学文書館運営協議会。
- 2010 / 1 / 5 大学文書館テーマ展「時計台の昔と今」開催（於・京都大学百周年時計台記念館歴史展示室）。
- 1 / 13 学内より、昭和 30 年代初頭の理学部教員に関する照会。
- 1 / 15 全国大学史資料協議会東日本部会主催の全国大学史展「日本の大学 - その設立と社会 -」に当館所蔵資料貸出（～2月14日。於・明治大学博物館特別展示室）。
- 1 / 26 西山、「京都大学男女共同参画推進シンポジウム - 考えよう 京都大学の男女共同参画 -」において「京都大学の歴史と女性」と題して講演。
- 1 / 28 学外より、第三高等学校卒業生に関する照会。

- | | |
|---|--|
| <p>2 / 2 総合博物館・研究資源アーカイブと共同で、佐竹昭広関係資料の整理作業を開始（～2月16日、および3月9日～3月18日）。</p> <p>2 / 6 「大学アーカイヴズに関する研究会」開催（於・京都大学百周年時計台記念館）。</p> <p>2 / 16 第2回「大学アーカイヴズに関する日英セミナー」開催（於・京都大学百周年時計台記念館）。</p> <p>2 / 23 防衛大学校より、大学文書館の現状・設備について視察のため来館。</p> <p>2 / 24 日本女子大学より、大学文書館の現状・設備について視察のため来館。</p> <p>2 / 26 大学文書館教員会議。</p> <p>2 / 26 『京都大学大学文書館研究紀要』第8号発行。</p> <p>3 / 2 学外より、戦前の学生服に関する照会。</p> | <p>3 / 3 中央大学より、大学文書館の現状・設備について視察のため来館。</p> <p>3 / 8 大学文書館運営協議会。</p> <p>3 / 8 学内より、ジャック・カ口の版画作品に関する照会。</p> <p>3 / 9 有賀のゆり氏より、有賀鐵太郎関係資料寄贈。</p> <p>3 / 12 楽友会館書庫より資料搬出。</p> <p>3 / 24 大学文書館教員会議。</p> <p>3 / 31 『『大学紛争関係資料』I～V 解説・目録』発行。</p> <p>3 / 31 事務補佐員大石一男退職。</p> <p>3 / 31 事務補佐員豊田敦子退職。</p> <p>3 / 31 事務補佐員白戸健一郎退職。</p> <p>3 / 31 事務補佐員松永智子退職。</p> |
|---|--|

大学文書館の動き

「大学アーカイヴズに関する研究会」を開催しました

2010年2月6日に「大学アーカイヴズに関する研究会」（於京都大学百周年時計台記念館）を開催しました。

この研究会は、大学アーカイヴズの現状とこれからのあり方・役割について研究・報告することを目的に開催されたものです。今回は、公文書管理法成立後の大学アーカイヴズのあり方についてが議論の中心となりました。

まず、広島大学文書館の小池聖一館長による「公文書管理法と国立大学法人について」の報告がありました。公文書管理法の成果と問題点について整理がなされた後、では大学アーカイヴズがその法に対してどのような対応を取るべきかが報告されました。

次に、京都大学総合博物館（研究資源アーカイブ）の五島敏芳講師による「研究資料のアーカイブ」の報告がありました。京都大学研究資源アーカイブの紹介のほか、研究資料の収集・評価選別・公開・活用に関する理論的考察について報告されました。

最後に、各大学アーカイヴズの現状について報告があり、研究会を終了しました。今後も大学アーカイヴズに関する活発かつ継続的な議論を協力して展開していきます。



式場が満杯だ！

京都大学大学文書館准教授 西山 伸

京都大学では、2009年度から、入学式、卒業式ともこれまでの総合体育館ではなく、学外のみやこめっせで開催することになった。保護者の参加が年々増えていて、体育館に入りきれないことも予想されたため、だそう、実際昨年4月の入学式では「約千九百の保護者席はすぐ満席にな」（『京都新聞』2009年4月7日夕刊）った。

18歳選挙権も云々される現在に大学の入学式に保護者がついてくることの是非はともかく、これを昨今言われるところの大学生の学力低下や若者の幼児化と結びつけて考えるならば、それは明らかに間違いである。なぜなら、今から40年あまり前の1968年度の入学式でも「約千五百人の付きそい父母」（『京都新聞』1968年4月11日夕刊）が参加していたからである。この時期に大学に入学してきたのは、いわゆる団塊の世代であり、その一部はヘルメットにゲバ棒で大人社会に「異議申し立て」を行ったことで知られているが、一方で当時の新聞報道などを見ると、彼らは厳しい受験のなかで「もやしっ子」「過保護」などと言われ始めた最初の世代でもあった。「教育ママ」なる言葉が広がったのもこの時期だった。

ところで、この1968年度の入学式は本部本館（時計台）2階の大ホールで行われた。創立期京大の入学式は、法科大学大講堂（現存せず、現在の時計台記念館の北側にあった）で行われていたが、1925年の時計台竣工とともに、その2階に場所を移していたのであった。

しかし、1925年度には1326名であった京大の入学者は、戦後の高度成長期に入ると増加を続け、1961年度に2000名を突破、そし

て問題の1968年度には2500名を超えるに至っており、大ホールの収容能力も限界に達しつつあった。このときの入学式実施に際する裏方の苦労については、当館所蔵の法人文書『学部入学生宣誓式大学院入学生宣誓式修士学位授与式卒業式関係書類』（資料番号01A00757）に赤裸々に記されている。

それによると、入学者2523名に対して椅子が1920名分しか入らず、なんと主役である新入生のうち603名が立ったままという状態であった。綴じられている「設営配置図」の左隅には当時の担当者が書いたと思われる「かろうじて入った」の文字がある。また、最大の教室であった法経第一教室などを父兄控室として、式の模様をテレビで中継することになっていたが、「TVの調子全くわるく、うつらなかった」そうだ。せっかく来た保護者にとっては、さぞ不満であったろう。そのせいか、翌年は控室のテレビ中継は廃止、音声だけを伝えるようになってしまった。

ちなみに、翌年の1969年度にはいわゆる大学紛争の嵐が京大にも吹き荒れ、入学式にも全共闘系の学生が乱入、式はわずか10秒で終了した。この様子を撮影したニュース映像を歴史展示室で見ることができるが、大混雑の上に大混乱だったのが分かる。

この後、ようやく1972年度から新設の総合体育館に会場が移されたが、ここも約40年のち、収容能力が限界に達し、冒頭のように学外に会場を移すことになったわけである。

（なお1968年度入学式について記した上記法人文書は、テーマ展「時計台の昔と今」で展示中です。ぜひご覧ください）